

農地の売買・転用には 許可が必要です

農地は農業生産の基盤であり、食料の生産はもとより、景観・環境保全など、重要な機能と役割があります。優良農地を確保するとともに、計画的な土地利用を推進するために、農地の売買や転用には農地法で厳しい規制がかけられています。

農地転用とは

農地を住宅敷地・駐車場・工場用地・山林などの農地以外の用途に転換することを農地転用といいます。また、一時的に資材置き場等として利用する場合も、転用となります。

農業委員会の許可が必要です

次のいずれかを行う場合には、農地法に基づく農業委員会(または県知事)の許可を受けなければなりません。
○新たに耕作するために、農地を売買・贈与・賃貸する場合(権利取得者は基準面積30アールが必要です)
○自分の農地を農地以外の用途に転用する場合



なくそう無断転用

○農地を買ったり、借りたりして農地以外の用途に転用する場合

無断転用には厳しい罰則

許可を受けないで農地の転用をした



場合は、農地法に違反することとなり、県より工事の中止や原状回復等の命令が出されることがあります。これに従わない場合は、3年以下の懲役または300万円以下(法人にあっては1億円以下)の罰金という厳しい罰則の適用も

もあるため、十分に注意してください。

農地を相続したら

相続等によって農地を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会へ届け出をしなければなりません。届け出は農地の取得日からおおむね10カ月以内に行ってください。

許可後は必ず登記を

農地の売買・農地転用・生前贈与等について、農地法の許可を受けたが、登記地目等が農地になったままの場合がみられます。許可を受けていながら登記を行っていないと第三者に対して権利を主張できません。農地法の許可を受けた人は、必ず登記をしてください。

問 各振興事務所振興課または郡上市農業委員会事務局(農林水産部農務水産課内)

☎ 67・1835

